

医療費控除のしくみ

申告できる項目や計算方法などの解説



はじめに

このパンフレットは、静岡がんセンターよるず相談が実施した学習会「学びの広場」の講演内容をもとに作成しました。
また、平成19年9月の国税庁のホームページを参考にしています。
医療費控除を受ける際にご活用ください。

もくじ

医療費控除について

医療費控除とは	1
医療費控除の手続き方法とは	2
医療費控除に必要なもの	6
いつ、どこで申告する？	8
医療費控除の対象となるもの	9
医療費控除の対象とならないもの	11
医療費控除のポイント	12

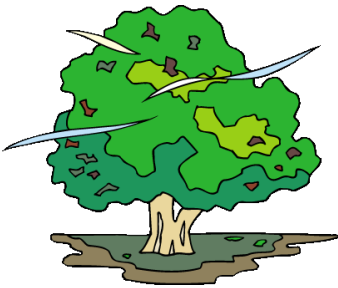
医療費控除 Q&A

通院費用は？	13
人間ドック費用は？	14
診断書等の作成費用は？	14
眼鏡等の作成費用は？	15
漢方薬は？	15
薬局での医薬品購入費用は？	16
出産費用は？	17

所得税について

所得税とは	18
所得税計算のしくみ	19

医療費控除について



● 医療費控除とは

医療費が高額になると、税金が戻ってくると聞いたのですが…。



医療費控除

本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告をすれば税金を返してもらうことができます。

生計を一にする親族とは…

「生計を一にする」というのは、日常の生活費を共にしているということです。つまり、控除対象配偶者や扶養親族のことだけをさすではありません。

例えば、配偶者控除の適用を受けていない共働きの夫婦や、下宿している大学生の子ども（同居していない場合）であっても、同一生計であれば「生計を一にする親族」となります。

家族みんなの医療費を合計して、10万円以上が目安なのね。



● 医療費控除の手続き方法とは

1 医療費や薬代の領収書・レシートをとっておく

医療費控除を受けるためには、**原則として領収書が必要**です。領収書は、大切に保管しておきましょう。日頃から、病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を買った場合の薬局のレシート、介護ヘルパーをお願いした場合の領収書などもしっかり保管しておきましょう。

領収書を区別しておくといいですよ。

「治療を受けた人」別や
「病院・薬局」別など
わかりやすく分類しておきましょう。



家族が多い場合は、日頃から、だれのどんな治療のために払ったものか、領収書やレシートの裏にメモしておくことで楽に整理することができます。

2

医療費の明細書(内訳書)を作る

医療費の支払い明細は、自分で明細書を作成して申告書に添えてもかまわないのですが、税務署にある「医療費の明細書」を使うと便利です。書き込み式になっていて、医療費控除の計算が簡単にできます。

「医療費の明細書」は、国税庁のホームページから、ダウンロードすることができます。

<http://www.nta.go.jp/>



領収書がなくなってしまった場合は、領収書の再発行を依頼するのが簡単です。再発行が受け付けられない場合ややむを得ない理由で領収書を入手できない場合は、治療等を受けた事実を立証するものを持参したり、その理由と支払い内容を示したりして、税務署の窓口で相談することとなります。



3

交通費を書き出す

通院のために利用する電車やバスの運賃は、診察を受けるため通常直接必要なものとして医療費に認められているので、医療費控除の対象になります。ただし、電車やバスでは領収書が出ないのが普通ですから、これらについては、「医療費の内訳」に記載する必要があります。

病院の領収書があれば、通院した日などがわかるので、それをもとにして交通費を書き出しておきましょう。



タクシーや自家用車の場合…



原則として、タクシー代は医療費控除の対象になりません。ただし、病状などからみて、急を要する場合や電車やバスの利用ができずタクシーを利用する場合には、タクシー代も医療費控除の対象になります。電車やバス代と同様に領収書も出ないので、メモしておきましょう。

また、通院のために自家用車を利用することは、診察を受けるために通常必要なものとして認められていないので、ガソリン代や駐車場料金等自家用車についての経費は、医療費控除の対象になりません。



4

計算する

計算方法は、

- ①まず、その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。
- ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額を差し引きます。

なお、医療費控除は最高限度額が200万円と定められています。

以上を算式で表すと、次のようになります。

$$\begin{array}{l}
 \textcircled{1} \quad \boxed{\text{その年に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金等で補てんされる金額}} = \boxed{A} \\
 \textcircled{2} \quad \boxed{A} - \boxed{\text{10万円 または 所得金額の5\% どちらか少ない方}} = \boxed{\text{医療費控除額 (200万円まで)}}
 \end{array}$$

「保険金等で補てんされる金額」に該当するものは…

①健康保険から支給される

「出産育児一時金」、「配偶者育児一時金」、「療養費」、「家族療養費」、「移送費」、「家族移送費」、「高額療養費」

②生命保険会社または損害保険会社等から支払いを受ける

「障害費用保険金」、「医療費保険金」、「入院給付金」

③医療費の補てんを目的として支払われる

「損害賠償金」

など

● 医療費控除に必要なもの

- 給与所得の源泉徴収票
- 確定申告書 A または B
- 医療費の明細書
- 医療費の領収書、レシート
- 医療費を補てんするものの書類
- 銀行口座番号
- 印鑑

● 給与所得の源泉徴収票

- ◆ 平成〇年分の源泉徴収減税額の還付を受ける場合には、「平成〇年分給与所得の源泉徴収票」が必要です。
- ◆ コピーは不可です。
- ◆ 紛失した場合は、勤務先で再発行してもらいましょう。

● 確定申告書 A または B

- ◆ 申告する所得が、給与所得、雑所得、配当所得、一時所得しかない場合は、「確定申告書 A」を使用します。
- ◆ 個人事業者は「確定申告書 B」を使用します。
- ◆ どの税務署でもらってもかまいません。
- ◆ 国税庁のホームページより、ダウンロードすることもできます。



P.7参照

● 医療費の明細書

- ◆ 支払った医療費の明細を記録する用紙が必要です。
- ◆ 確定申告書と一緒に、税務署でもらいましょう。
- ◆ 国税庁のホームページより、ダウンロードすることができます。



P.7参照

医療費の領収書、レシート

- ◆ 平成〇年分の還付を受けるには、平成〇年1月1日から平成〇年12月31日までに支払った領収書やレシートが必要になります。
- ◆ コピーは不可です。
- ◆ 電車代、バス代などの領収書やレシートのないものは、医療費の明細書に記載すれば大丈夫です。

医療費を補てんするものの書類

- ◆ 医療費を補てんするもの（高額療養費還付金、生命保険の入院給付金、出産育児一時金など）がある場合は、その分を医療費から差し引きます。ですから、その金額がわかるものが必要になります。

銀行口座番号

- ◆ 還付金振り込み用の銀行口座番号が必要です。
（申告者本人の名義でなければいけません）
注）夫の還付金を妻の口座に振り込むことはできません。

印鑑

- ◆ 印鑑（認印でもかまいません）が必要です。

「確定申告書」・「医療費の明細書」は、国税庁のホームページから、ダウンロードすることができます。

<http://www.nta.go.jp/>



● いつ、どこで申告する？

「還付申告」は
年が変われば
いつでもできます。



その年に支払った医療費が
10万円を超える（本人または
家族）場合です。

所得税の確定申告期間は毎年2月16日から3月15日（土曜日と重なる場合には翌月曜日）の1か月間に決まっていますが、税金を返してもらう申告—「還付申告」—については、年が変わればいつでもできることになっています。

かんかつ
居住地を管轄する**税務署**に提出します。

国税庁のホームページを利用して申告する場合…



国税庁のホームページの『確定申告書作成コーナー』を利用すると、税額の計算が自動にできたり、申告に行かなくても家で行うこともできたり、とても便利です。
方法は、必要事項を入力し申告書を作成します。できあがった申告書を印刷して必要書類と一緒に税務署に郵送するか、または、国税電子申告・納税システム e-Tax を利用してそのまま送信することができます。
(詳しくは、国税庁のホームページにある『Web-TAX-TV』の『ジャンルで選べる税金ガイド』をご覧ください。)

● 医療費控除の対象となるもの



- 医師、歯科医師による診療や治療代
- 治療、療養のための医薬品の購入
- 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に收容されるための人的役務の提供
(急患で病院に運ばれる費用、通院費等)



- 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、灸師、柔道整復師による施術



- 保健師や看護師、准看護師、特に依頼した人(家政婦等)による療養(在宅療養を含む)上の世話



- 助産師による分娩の介助



- 介護保険制度のもとで提供される、
- ① 指定介護老人福祉施設サービス対価 (特養ホーム、老健施設等の入所費) の2分の1
- ② 居宅サービスの自己負担額



- 診療や治療などを受けるために直接必要な通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具 (治療用眼鏡、ストーマ装具等) の購入代や賃借料の費用



- 診療や治療などを受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費
- 主治医記載の「おむつ使用証明書」によるおむつ代



- バスや電車を利用の場合の通院費

● 医療費控除の対象とならないもの



- 美容整形の手術費用
- 健康増進、疾病予防のための医薬品の購入



- 人間ドック、健康診断の費用
- 親族に支払う、療養上の世話の費用
- メガネ、コンタクトレンズ購入費
- 自家用車通院の場合のガソリン代、有料道路代、駐車場代

● 医療費控除のポイント

- 1 その年の1年間に支払った医療費が対象となります。
(1月1日～12月31日まで)
※12月に受診しても、支払いが1月の場合は、その年の対象にはなりません。
- 2 生計を一つにしている配偶者や親族が対象となります。
※扶養の有無は問われません。同居でなくてもかまいません。
- 3 健康保険の高額療養費、出産育児一時金、生命保険による入院給付金等の医療費を補てんするものは、医療費から差し引きます。
※疾病手当金や出産手当金は、差し引く必要はありません。
- 4 消費税込みで計算します。
- 5 最低限度額は10万円、最高限度額は200万円です。
- 6 所得が少ない場合は、支払った医療費の合計が10万円以下でも、医療費控除が受けられる場合もあります。
- 7 医療費控除は、勤務先での年末調整では行えないため、確定申告が必要です。
- 8 申告を忘れていた場合は、過去5年間分についてはさかのぼって、申告することができます。

医療費控除 Q&A



通院費用は？

通院費用とは、通院の際にかかる交通費のことです。通院に使った手段によって対象となるかならないかは、以下のとおりです。

医療費と認められているもの

- 公共機関（バスや電車）を利用した場合の通院にかかった交通費
- やむを得ない場合のタクシー代
- 1人では通院できない場合の付添人の交通費

医療費と認められていないもの

- 自家用車のガソリン代
 - 駐車場代
 - 一般的なタクシー代
- など

通院には、公共機関（バスや電車など）を利用するようにしましょう。バスや電車であれば、その運賃は医療費控除の対象になります。これらの運賃は、普通、領収書がありませんから、**確定申告書に添付する【医療費の内訳】に記載する**必要があります。

ですから、診察券や家計簿または医療費の領収書等で、通院の事実がわかるようにしておきましょう。

※治療を受けた人・支払い日・支払い内容などがわかるようにしておくことも大切です。

通院に自家用車を利用することは、診察を受けるために通常必要なものとして認められていないので、ガソリン代や駐車場代等、自家用車についての経費は医療費控除の対象になりません。

また、原則として、タクシー代は医療費控除の対象になりません。ただし、病状からみて急を要する場合（緊急に病院で処置対応をしてもらわなければならない場合や歩けない場合など）には、タクシー代も医療費控除の対象となります。

人間ドック費用は？

人間ドックでは、短期間入院（1日で行うこともあります）して、全身の総合的な検査を行います。病気の早期発見や生活習慣を改めることを目的にしています。

このような人間ドックや健康診断等は、医療費控除の対象にはなりません。

ですが、検査の結果、病気が見つかり、かつ、その診断に引き続き治療を受けた場合には、その人間ドックや健康診断も治療に先立って行われる診察と同様に考えられ、医療費控除の対象になります。

診断書等の作成費用は？

診断書とは、診断の結果を証明するために医師に書いてもらう文書のことです。文書作成料は、医療費控除の対象にはなりません。

眼鏡等の作成費用は？

医療用具については、以下のとおりです。

医療費と認められているもの

- 弱視、斜視、白内障、緑内障、その他の眼科疾患の治療に必要な眼鏡（処方せん）
- 医師の指示による血圧計
- 生活の最低限の用を足すための義手義足、松葉杖、補聴器、義歯

医療費と認められていないもの

- 近視や老眼矯正のための眼鏡やコンタクトレンズ
 - 健康管理のための血圧計
 - 高齢者に使用する補聴器
- など

漢方薬は？

原則として、通常の漢方薬は医療費控除の対象にはなりません。
ただし、医師の処方により服用する場合は、医療費控除の対象となります。

薬局での医薬品購入費用は？

薬は病院でもらったものだけでなく、薬局で買ったものも医療費控除の対象になります。以下をご覧ください。

医療費と認められているもの

- 薬局で買った風邪薬、胃薬、傷薬

医療費と認められていないもの

- 病気予防、健康や美容増進のための薬（ドリンク剤、ビタミン剤、サプリメントなど）、シップ など

医療費控除の手続きをするには、「医療費を支払った」という証拠となるレシートや領収書が必要になります。日頃から、病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を買った場合は、薬局のレシートなどもしっかりと保管しておきましょう。

領収書の区分けをしましょう！

- 「治療を受けた人」別にするといいですね。
- 「病院・薬局」別に、医療費明細を書くといいですね。



出産費用は？

出産費用も同様に医療費控除の対象になります。

医療費と認められているもの

- 入院費用
- 出産、分娩費用
- 出産前定期検診費用

出産手当金 (労働基準法で認められている産前産後の休業期間中に、無休の場合の所得を補い、安心して出産できるように、健康保険から賃金の一部に相当する現金が給付されます) は、**欠勤中の給与減額分を補てんする(補う)ものなので、医療費から差し引く必要はありません。**

医療費から差し引く費用とは…



医療費控除の対象となるのは、実質的に負担した医療費のみとなります。ですから、入院共済金や健康保険金などで補われる金額は、医療費から差し引いて計算しなくてはなりません。

【医療費から差し引く費用の一例】

- 高額療養費
- 家族療養費
- 出産育児一時金、家族出産育児一時金
- 入院共済金や生保、損保からの入院・手術給付金 など

所得税について

※この資料は平成19年9月現在のものです。
平成18年度分までの申告をさかのぼって行う方は、
計算が異なりますので、
お近くの税務署等にお問い合わせ下さい。



● 所得税とは

所得税

所得税とは、個人の所得に対して課せられる租税です。

平成19年 税制改正について…

①地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます。

ほとんどの方が、

所得税が平成19年1月から減り、

住民税が平成19年6月から増えた ことになります。

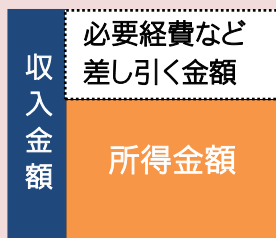
所得税と住民税を合わせた全体の税負担が変わることは、基本的にはありません。

②所得税の**定率減税**が、平成19年分から廃止となりました。

ここでは、所得税の計算のしくみを大まかに理解し、医療費控除がどのように関係しているのかを知りましょう。

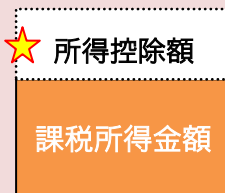
● 所得税計算のしくみ

所得税の計算は、1年間のすべての所得から所得控除 (医療費控除など)を差し引いた、残りの課税所得に税率を適用して、税額を計算します。



①

$$\begin{aligned} & (\text{収入金額}) - (\text{収入から差し引かれる金額}) \\ & = (\text{所得金額}) \end{aligned}$$



②

$$\begin{aligned} & (\text{所得金額}) - (\text{所得控除額}) \\ & = (\text{課税所得金額}) \end{aligned}$$



① 所得金額を計算します。

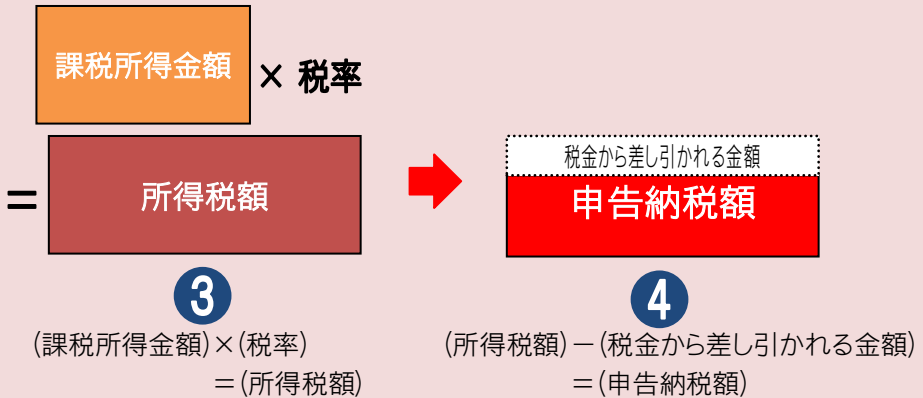
「所得」は「給与所得」をはじめ、10種類ほどあります。すべての所得を合計しますが、収入から必要経費などを差し引いた「**所得金額**」で考えます。

② 課税所得金額を計算します。

税率が適用されるのは、「**所得控除**」という、個人的な事情を加味して税負担を調整した後の「課税所得金額」になります。

所得控除額とは…

- ★ ● **医療費控除**
- 配偶者控除
- 扶養控除
- 社会保険料控除 など



③ 所得税額を計算します。

「課税所得金額」に税率を適用して計算します。

※税率はその年の「所得税の税額表」を参考にします。

④ 申告納税額を計算します。

最後に、「所得税額」から、

- 住宅借入金特別控除 (住宅ローンの借入残高に応じたもの)
 - 配当控除 (株式配当等によるもの)
 - 源泉徴収税額 など
- を差し引きます。

★申告納税額が

黒字になった場合は納付し、赤字になった場合は還付されます。

困った時には？

- 各税務署で、申告相談をすることができます。
- 税務相談室に、電話相談をすることができます。

国税庁のホームページもご覧下さい

● 国税庁

<http://www.nta.go.jp>

タックスアンサーや税について詳しい情報を
みることができます。



医療費控除のしくみ

～申告できる項目や計算方法などの解説～

平成18年3月発行

平成19年9月発行

発行：「がんの社会学」に関する合同研究班
主任研究者 山口 建（静岡県立静岡がんセンター総長）
編著：静岡がんセンター 疾病管理センター よろず相談
静岡がんセンター 研究所 患者・家族支援研究部

問い合わせ先：静岡がんセンター研究所 患者・家族支援研究部 石川 睦弓
〒411-8777
静岡県駿東郡長泉町下長窪 1007
TEL 055-989-5222 FAX 055-989-6085
E-Mail kanjakazoku@scchr.jp

本冊子は、静岡がんセンター「よろず相談」部門が毎月実施している、がん患者さんご家族の学習会【学びの広場】の講演内容と資料をもとに、また平成16年に発行された「がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査報告書概要版ーがん向き合った7,885人の声」を参考に、作成いたしました。なお、本冊子の作成は、下記の厚生科学研究費の補助によるものです。

「がんの社会学」に関する合同研究班

- ・厚生労働科学研究費補助金 効果的医療技術の確立推進臨床研究事業「短期（治療後5年以内）がん生存者を中心とした心のケア、医療相談等の在り方に関する研究」班（平成16年度より、がん臨床研究事業「がん患者の心のケア及び医療相談等の在り方に関する研究」班（平成18年度終了）
- ・厚生労働科学研究費補助金 第3次対がん総合戦略研究事業「がん生存者（Cancer survivor）のQOL向上に有効な医療資源の構築研究」班（平成16年度より）
- ・厚生労働省がん研究助成金「がん生存者の社会的適応に関する研究」班（平成15年度終了）
- ・厚生労働省がん研究助成金「本邦におけるがん医療の適正化に関する研究」班（平成18年度終了）
- ・厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業「WEB版がんよろず相談システムの構築と活用に関する研究」班（平成19年度より）

